

2011 年第 3 回定例会一般質問

祐野 恵

通告に従い一般質問致します。今回は、2 項目 14 点の質問をさせていただきます。

1. 市民協働のまちづくりについて 5 点
2. 行財政改革について 9 点

以上、具体的で明確なご答弁をお願い致します。

1 項目めは市民協働のまちづくりという観点から、法律の改正に伴う本市の対応と長岡京市の独自施策についてそれぞれ質問させていただきます。

まず、本年 6 月 13 日に国会において、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、来年 4 月 1 日から施行される予定です。この法改正の背景は、新しい公共の取り組みを制度的にサポートし、NPO 法人の活動を促進しようとするところにあります。

1995 年に起った阪神・淡路大震災以後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、1998 年に特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が制定されました。現在では、NPO 法人の数は 42,387 法人に上り、3 月に起った東日本大震災後の復興支援においても、多数の NPO 法人等が活躍しています。しかし、その一方で、NPO 法人支援のための認定 NPO 法人制度の利用は僅少で、本年 4 月 1 日現在で 198 法人、全体の 0.47% に過ぎません。さらに、NPO 法人の約 7 割が財政上の問題を抱えるなど多くの課題を抱えている状況です。こうした状況を鑑み、NPO 法人の活動の健全な発展を一層促進するため、特定非営利活動促進の一部を改正する法律が制定されました。

特定非営利活動促進の一部を改正する法律の概要を列挙すると、所轄庁の変更、活動分野の追加、認証手続きの簡素化・柔軟化等があります。そして、NPO 法人の財政基盤の強化を支援するための措置として認定基準の緩和が設けられています。この、認定基準の緩和は、本市の NPO 法人をどのように支援するかという姿勢とも深く関わるものです。

これまで該当 NPO 法人が、広く市民の支持からの支援を受けているかどうかを判断するための基準について、従来は相対値基準である寄付金が総収入に占める割合が 5 分の 1 以上というハードルが設けられていました。今回、相対値基準の他に絶対値基準である次の 2 点が加えられました。まず、各事業年度に 3,000 円以上の寄付を平均 100 人以上から受けること、そして、事務所所在

地の自治体の条例による個別指定を受けていることというものです。認定NPO法人に指定を受けると、寄付者が税額控除を受けることが可能となり、NPO法人が寄付を集めやすくなるという財政上のメリットがあります。市民活動を活性化するために、本市にもおいても該当NPO法人が存在するか否かの基準作りや選定作業が必要になると感じます。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律では、NPO法人だけではなく、一定の要件を満たした公益社団法人・財団法人等についても自治体が条例で個別に指定した場合、その法人になされた寄付金を個人住民税の税額控除の対象とする定めがあります。

以上の点を踏まえ質問致します。

- 1) 本市条例において認定NPO法人を個別指定することについてご見解をお聞かせ下さい。
- 2) 本市において一定の基準を満たした公益法人・財団法人に対する寄付を個人住民税の税額控除の対象とすることについてご見解をお聞かせ下さい。

次に、長岡京市が国に先駆けて注力している新しい公共の分野「市民協働のまちづくり」の独自施策についてお伺い致します。従来から、本市ではテーマ型の市民活動が活発に行われ、行政の支援体制も整えられて参りました。テーマ型の市民活動団体が設立され、軌道に乗り、発展的に運営されていくためには、様々な条件整備が必要となります。本年度は長岡京市市民活動応援補助金制度が設立、市民参画協働懇話会が新たなメンバーで発足するなど行政と市民が共にまちづくりを進める体制の強化が進められています。さらに、市民協働のまちづくり指針及び推進計画に基づくアクションプランの策定が進められており、関係各位のご尽力には敬意を表すところです。

さて、こうした取り組みに大いに期待を寄せ、7月15日に実施された市民参画協働懇話会の議事録をホームページ上から拝見いたしました。前向きな議論が重ねられていることに将来性を感じると共に、委員の方から「新たに協働ネットワーク会議を立ち上げたところであるが、市民活動サポートセンターの運営などを話し合う野であれば、既にある施設利用者調整会議で十分役目を果たすことができると考えられ、新たな会議体は必要でないのではないか。」といった発言等は気になるところです。議事録からは、それぞれの委員の方に、市民参画協働懇話会の設立の趣旨や目的、協議の内容が事前に十分に伝えられていないような印象を受けます。加えて、懇話会において、市民活動応援補助金

の審査が案件にあげられています。その審査の内容が補助金の決定に資するものであったのかという点については疑問を感じます。懇話会委員の方が、補助金の申請団体の役員であるという点も憂慮されます。これらの点を踏まえて質問致します。

- 1) 懇話会委員を選定されるに際し、会の趣旨や目的、協議内容等を十分に説明される機会を設けられているのかお聞かせ下さい。
- 2) 市民活動応援補助金の審査について選定の基準等をお聞かせ下さい。
- 3) 市民活動応援補助金の審査を懇話会で行う場合、厳選な審査を求めるなら関係者は退席すべきであると考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

以上で1項目めの質問を終わります。

2項目めは、行財政改革についてお伺いいたします。今定例会初日の市長諸報告でもあったように、7月30日に市役所4階にて市役所事業の仕分けが行われ、私も5事業を傍聴させていただきました。一昨年から始まった事業仕分けの改良版として、本市独自の手直しが施され、今後の研修にも期待するところです。

この事業仕分けは、民主党の政権交代とともに広まり、民主党の独自施策のような印象がお持ちの方が多く感じます。しかし、もともとは外部評価の一種として自公政権時代から一部では取り入れられていた評価手法です。こうした事業仕分けを含む自治体の外部評価・内部評価にはそれぞれにメリット、デメリットが存在し、評価を行う目的に応じて選択していくことが求められています。それぞれの長短を挙げると、内部評価のメリットとしては、施策や事業への理解がある職員が評価を行うため、地域事情などを総合的に捉えた現実的な評価となること。そして、多くの施策や事業を対象に評価ができること等が考えられます。一方で内部評価のデメリットとして、施策や事業には必ず利害関係者が存在するため、批判を受ける改善には消極的になる、自治体組織風土として、施策や事業をどのように継続させるかという点が重要視される傾向にあるといった点が挙げられます。そして、外部評価のメリットとしては、施策や事業に関して評価委員がしがらみが無く、中立的な立場で判断でき、行政組織内部の「思い込み」を改善できる、成果主義の定着が行政内部に図られる、評価委員がそれぞれの経験や知識を持って施策や事業を判断できるため、民間の考え方が評価に反映されると共に代替案を導き出せることがある。しかし、外部評価のデメリットとしては、評価委員の選定の仕方で評価の結果が大きく

変わる、一度に評価できる施策や事業数が限られる、評価委員に対しての説明準備のために職員の仕事量が増えるという点が挙げられます。

先進自治体の中には、この内部評価と外部評価を組み合わせで一連の評価としてスキームをつくり、予算・決算の見直し、さらには総合計画の見直しに繋がっているところが存在します。

今定例会に平成 22 年度の決算が議案として上程されました。小田市長の舵取りと職員の皆さん方のご尽力により、長岡京市の財政状況は健全な状況を維持しています。また本年 5 月には人口が 8 万人に達するなど、まちの将来に明るいニュースもあります。しかし、日本全体が本格的な人口減少と高齢化を迎え、さらにそのスピードは加速度を増していくなかで、行財政改革については常に先進的な取り組みが求められる状況です。

また、適正な財政規模を維持するというだけではなく、別の視点からも行財政改革は求められていると感じます。長岡京市の職員数は、定員管理計画によって 10 年前の対平成 13 年度比で 86% となっているにも関わらず、事業数は横ばいという現状があります。民間・公共団体ともに働く者のメンタルヘルスケアが求められる中で、適正な事業数管理も必要になっているのではないのでしょうか。以上の観点から質問致します。

- 1) 内部評価・外部評価と予算や決算の見直し、総合計画の管理を一連の行財政改革のスキームとして考えることについてご見解をお聞かせ下さい。
- 2) 一連のスキームの中で、サマーレビューの位置づけとその公開についてご見解をお聞かせ下さい。
- 3) 内部評価の効率性を上げるために、事業を廃止又は見直しした部署に次年度予算のインセンティブを与えることについてご見解をお聞かせ下さい。

最後に、外部評価として市役所事業の市民評価会（長岡京市型次世代事業仕分け）についてお伺い致します。

まず、市民評価会は外部評価であるために、評価委員の選定の方法や公開の在り方によって、その効果は大きく変わってきます。評価委員の在り方について 2 点の問題提起をさせていただきます。今回の評価会では、既に長岡京市の審議会に所属している方の併任形式で市民委員が選定されておりました。これまで長岡京市政について係わっていらっしゃった方だけに、発言にも説得力を感じたところですが、しかし、その一方で、審議会という既に長岡京市の施策や事

業に対して意見を述べる場をお持ちの方が併任されていることに多少の違和感を拭えませんでした。今後は、市民公募委員の枠を増やすと共に、税金の使われ方について納得いただく為に研修を充実させるべきであると感じます。次に、オブザーバーとして参加されていた学生についてです。若い世代の方々が市政に興味を持って頂き、その声をまちづくりに反映させていくことは重要な視点と考えます。今後は評価委員として学生枠を設ける等の取り組みも必要ではないでしょうか。

次に、市役所の事業についてより多くの市民のみなさんに考えていただくためには、仕掛けづくりが必要になってきます。7月、8月の猛暑日の中、市役所まで足を運んでいただくことは容易なことでは無いと思います。ご自宅にいて、市民評価会に参加できる仕組みを整えて行く必要があると感じます。

以上の点を踏まえ質問致します。

- 1) 市民評価委員について、他の審議会との併任を避け、公募枠を拡大することについてご見解をお聞かせ下さい。
- 2) 市政の舵取りをどのように行うのかという視点、税金の使われ方を学ぶという視点から、市民公募委員の研修を充実させることについてご見解をお聞かせ下さい。
- 3) 若い世代の声を市政に反映させるため、市民公募委員の枠に学生枠を設けることについてご見解をお聞かせ下さい。
- 4) より多くの市民の方に評価会をご覧いただけるよう、動画配信を行っていくことについてご見解をお聞かせ下さい。
- 5) 市役所事業の市民評価会の意見内容を含む結果を広報やホームページに掲載し、一般の市民の方にも事業についてどう思うかアンケートを実施することについてご見解をお聞かせ下さい。
- 6) 外部評価として効果を上げていくためには、網羅的に数年で一定の予算額以上の事業を評価に掛けていくべきではないかと考えます。ご見解をお聞かせ下さい。

以上で2項目めの質問を終わります。

これで1回目の質問を終わります。